

【コピー、転送、回覧など多くの人にお渡しください。各団体各地の活動をお知らせ下さい】



No.22-56
2022年 10月17日

安保破棄中央実行委員会

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-11-13
TEL03-3264-4764 FAX03-3264-4765

土地利用規制法が全面実施、区域案提示

重大問題是正されず 施行に反対

安保中央など「共同行動」が内閣府要請

「国民監視・土地利用規制法の廃止を求める共同行動」(8団体 事務局=安保破棄中央実行委員会、憲法共同センター)は14日、内閣府と防衛省に対して要請・交渉を行ないました。

この行動は、9月20日にこの法律が全面施行し、10月11日には「特別注視区域」「注視区域」の指定に向けた候補地58か所が提示された状況を踏まえて行われたものです。7団体から10人が参加し、内閣府から4名と防衛省から2名の担当官が対応しました。

はじめに安保中央の東森事務局長が、これまで3度にわたり内閣府に要請を行ない、また、パブリックコメントに対しても意見を送付したが、「基本方針案」は全く変更されず、施行されたことについて、「重大な問題点が是正されないままに法律が施行されたことに反対」であると表明し、以下の点の実現を求めました。

①「注視区域」「特別注視区域」の指定に先立って、その区域を擁する自治体から、指定の可否も含めて意見、要望を聴取し、決定に反映させること。区域内の住民への説明と意見聴取の場も設けること、②「注視区域」「特別注視区域」の指定を行った場合、地方自治体が土地等の利用者に通知するよう措置すること、③基本方針に示された「機能を阻害する行為」を類型に限定し、拡大解釈を生まないよう運用すること、



内閣府要請する各団体の代表

④情報収集に際しては、憲法を順守し、基本的な人権や思想の自由などを侵害することのないようにすること。個人情報保護の立場から、自治体が個人情報を提供する場合には、当該個人の了承を得る対応を認めること。

これに対して内閣府から、①自治体の要望はできるだけ尊重する、②住民説明会は行なわず、ホームページで知らせ、個別対応はコールセンターで行なう、③「機能阻害行為」について網羅的な列挙は困難で、個別的事案に即して判断する、④思想・信条についての調査は行なうことになっていない、などと回答しました。

これに対し参加者からは住民説明会を開くよう強く求めるとともに、住民監視・弾圧を行なわないことなどの要望が出されました。



映画はつづいて、馬毛島の軍事基地化の経過が象徴的な出来事とともに映し出されていきます。2011年に防衛副大臣と懇談直後に、市役所で軍事基地化反対と表明する姿、2018年の市長選挙で現市長が語る基

載した川村貴志監督へのインタビュー記事で紹介した映画です。映画の冒頭、種子島の自然や文化が島の紹介ビデオのように映し出され、「この豊かさを基地被害で壊すことは許されない」という気持ちが高まります。

米中軍事対決のもとで強行される基地強化と、それに対し声を上げる住民たちの姿が生々しく映し出された力作です。視聴することが現地への連帯と、馬毛島新基地反対の世論と運動の強化につながります。ぜひご視聴をひろげて

馬毛島新基地反対 世論と運動の強化を

ドキュメンタリー映画「島を守る」公開開始

地化反対の思い、軍事基地化賛成派の訴えも記録されています。65分間の作品の3分の2は、2020年に防衛省が開催した住民説明会での様子です。防衛省にぶつけられる疑問、不安、怒りの声のいずれも、馬毛島新基地計画の不条理さを浮き彫りにします。

映画「島を守る」の URL <https://youtu.be/2WEN3x19aws>